

第3章

災害情報通信計画

第3章 災害情報通信計画

災害予防対策及び災害応急対策を実施するために、必要な気象予報（注意報含む）、警報並びに災害情報等の収集、通報及び伝達が、円滑、迅速、確実に実施されるよう地域住民並びに関係機関が相互に協力して万全を期するために、次に定めるところによるものとする。

第1節 気象予報（注意報含む）、警報並びに情報等の伝達計画

1 伝達を要する気象予報（注意報含む）、警報並びに情報等の種類及び発表基準

伝達を要する気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等は次のとおりであるが、伝達があくまでも影響を及ぼすと思われる地域及び関係先を優先的に行うものとする。

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいて発表される気象注意報・警報などの基準値（釧路・根室地方）及び同法に定める津波予報（全国同一）の区分は、次のとおりである。

なお、浜中町は釧路南東部に細分されるが、隣接する釧路中部、根室中部、根室南部の基準値も参考にする。

(1) 気象予報（注意報を含む）、警報並びに情報等関係

ア 注意報発表基準（平成26年4月1日現在）（基準値はいずれも予想値）

発表官署	釧路地方气象台
府県予報区	釧路・根室・十勝地方
一次細分区域	釧路地方
市町村等をまとめた地域	釧路南東部
注意報名	
風雪（平均風速）	陸上10m/s（釧路地方气象台、知方学の観測値は南～南西の風においては13m/sを目安とする。） 海上15m/s ※雪による視程障害を伴う
強風（平均風速）	陸上12m/s（釧路地方气象台の観測値は14m/s、知方学（アマガス）の観測値は南～南西の風においては15m/sを目安とする。） 海上15m/s
波浪（有義波高）	3.0m
高潮（潮位：T.P上） ^(注1)	浜中町0.7m
大雨	平坦地：R1=25mm 平坦地以外：R3=50mm 土壌雨量指数基準：71
洪水	流域雨量指数基準 別当賀川流域=6 ノコベリベツ川流域=14 姉別川流域=8
大雪	12時間降雪の深さ20cm

雷	落雷等により被害が予想される場合	
乾燥	最小湿度30% 実効湿度60%	
濃霧（視程）	200m	
霜	最低気温3℃以下	
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上	
低 温	4月～10月	（最高気温） 平年より8℃以上低い日が2日以上継続
	11月～3月	（最低気温） 平年より7℃以上低い
着 雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続	
着 氷	船体着氷：水温4℃以下、気温-5℃以下で風速8m/s以上	
融 雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計	

柱1：TP（東京湾平均海面）全国の標高の基準となる海水面の高さで、東京湾中等潮位とも呼ばれている。

- ※1 注意報は、災害が起こるおそれのあるときに、注意を呼びかけて行う予報である。
- 2 この注意報の基準の数値は、釧路・根室管内における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の目安である。（町長が、住民避難勧告等の発令する際の目安とする。）

3 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生するダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける気象情報で、雷注意報を補足する情報（防災機関や報道機関に対して伝達するとともに、気象庁ホームページでお知らせ）

イ 警報発表基準（基準値はいずれも予想値）

発 表 官 署	釧路地方気象台
府 県 予 報 区	釧路・根室・十勝地方
一次細分区域	釧路地方
市町村等をまとめた地域	釧 路 南 東 部
警 報 名	
暴風雪（平均風速）	陸上18m/s（釧路地方気象台の観測値は21m/s、知方学（アマガス）の観測値は南～南西の風においては21m/sを目安とする。）
	海上25m/s ----- 雪による視程障害を伴う
暴風（平均風速）	陸上20m/s（釧路地方気象台の観測値は24m/s、知方学（アマガス）の観測値は南～南西の風においては23m/sを目安とする。）
	海上25m/s
波浪（有義波高）	6.0m
高潮	1.1m

大雨	(浸水害)	平坦地：R1＝45mm 平坦地以外：R3＝80mm
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準：106
洪水		流域雨量指数基準 別当賀川流域＝8 ノコベリベツ川流域＝17 姉別川流域＝10
大雪		12時間降雪の深さ40cm

※警報は、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合、警戒を呼びかけて行う予報である。（気象警報は、町長が避難勧告、避難指示（緊急）を発令する際の目安とする。）

ウ 特別警報発表基準

特別警報の種類		特別警報の発表基準
気象	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により波浪になると予想される場合

※特別警報は、大規模な災害が起こるおそれがあると予想される最も警戒する予報であり、町長は、住民にただちに避難指示（緊急）（警報で発令した場合は除く）と命を守る行動を取るよう周知する。（気象業務法第15条の2第4項）

(2) 記録的短時間大雨情報発表基準（1時間の雨量）

現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、希にしか観測しない雨量であることをお知らせするための発表である。

記録的短時間大雨情報発表基準（1時間の雨量）	80mm
------------------------	------

(3) 土砂災害警戒情報

大雨警報発表中に土砂災害〔土石流、地すべり、がけ崩れ（急傾斜地崩壊ともいう）〕の危険性が高まった場合に釧路地方気象台と道（釧路建設管理部）が共同で発表する情報（土砂災害警戒情報は、町長が避難勧告、避難指示（緊急）を発令する際の目安とする。）

(4) 津波警報・注意報関係

ア 津波予報の種類

大津波警報	10m超	$10\text{ m} > h$	巨 大
	10m	$5\text{ m} < h \leq 10\text{ m}$	
	5m	$3\text{ m} < h \leq 5\text{ m}$	
津波警報	3m	$1\text{ m} < h \leq 3\text{ m}$	高 い
津波注意報	1m	$20\text{ cm} < h \leq 1\text{ m}$	—

※町長は、津波警報が本町を含む北海道太平洋沿岸東部に発表された場合は、海岸地域住民等に対し、「避難勧告」を発令する。

また、大津波警報が発表された場合は、「避難指示（緊急）」を発令する。

イ 予報・情報の種類

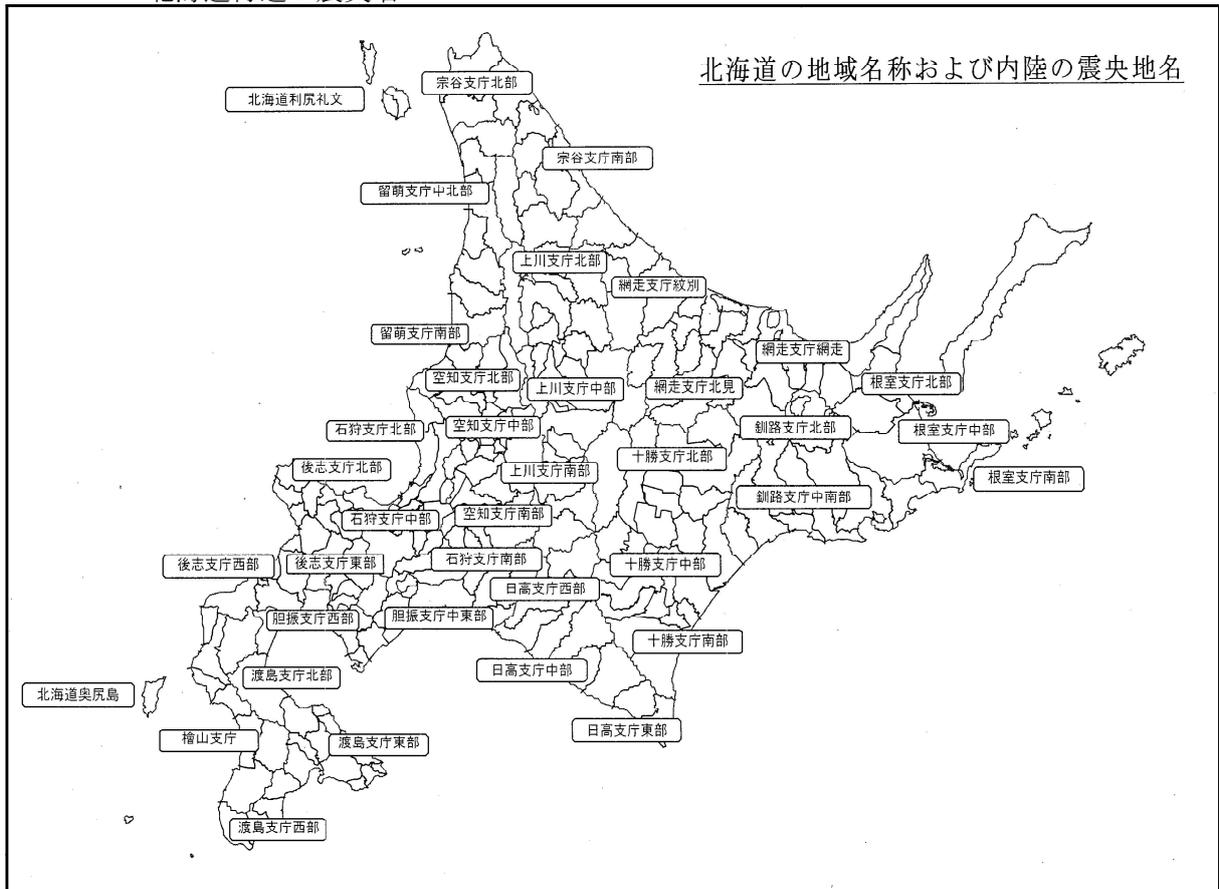
予報・情報の種類	内 容
津波予報	津波発生のおそれがある場合に、地震が発生してから約3分（一部の地震については最速2分以内）を目標に津波警報（大津波、津波）又は津波注意報を発表
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さをメートル単位で発表
各地の満潮時刻・津波の到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表 釧路・根室管内における津波観測地点は釧路・根室市花咲

※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって正確な震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震

ウ 北海道沿岸の津波予報区域



エ 北海道付近の震央名



気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に位置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上階層では一般に地表より揺れが強くなるほど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の震幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現出来かねる場合に使用
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気づく人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具は移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビ台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据え付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルやガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることが出来ず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定している家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増える。傾くものや、倒れるものが増える。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

柱1：木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

柱2：この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

柱3：木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。

柱1：鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

柱2：鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。※3

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある。※
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。※
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

<p>長周期地震動※による超高層ビルの揺れ</p>	<p>超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。</p>
<p>石油タンクのスロッシング</p>	<p>長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。</p>
<p>大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落</p>	<p>体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。</p>

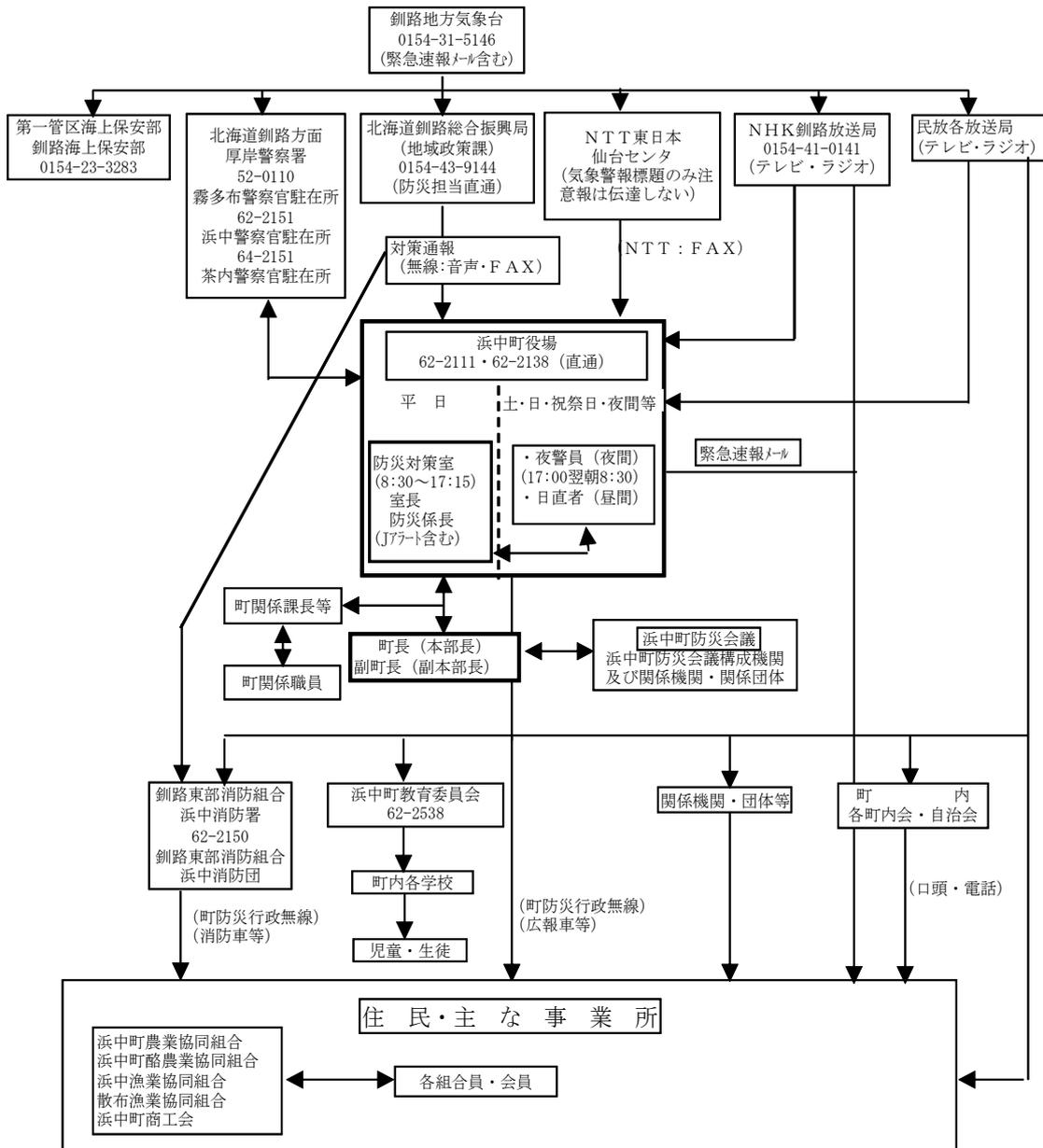
※規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

2 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達系統

気象官署等の発する予報（注意報を含む）、警報並びに情報等及び道（釧路総合振興局）が発表する対策通報等を受けたときは、次の別図1の伝達系統図により、電話、防災行政無線、その他最も有効な方法により関係者、機関等に通報し、又は伝達するものとする。

- (1) 注意報及び警報は、通常の勤務時間中は防災対策室が、勤務時間外は日直者、夜間警備員が受理する。
- (2) 日直者、夜警員が注意報及び警報を受理した場合は、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等受理簿に記載し、直ちに防災対策室長に連絡し、防災対策室長は町長並びに副町長に連絡の上その対応についての指示を受け、必要に応じて関係課長等に連絡するとともに、関係機関、団体、学校及び一般住民に対し予報（注意報を含む）、警報並びに情報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。

別図 1 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達系統図



3 予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達方法

気象官署の発する気象・水防等に関する予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達方法は、前掲の別図1、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等伝達系統図によるが、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の通報を迅速的確に行うための伝達方法は、次のとおりとする。

(1) 伝達方法

気象官署等から通知された気象・水防等に関する予報（注意報を含む）、警報並びに情報等又は道（釧路総合振興局）が発する対策通報を受けたときは、町長が必要と認められるものについて、別表1の伝達責任者が、防災行政無線、電話その他最も有効な方法により関係課長等及び別表2の関係機関、団体、学校及び一般住民に対し予報（注意報を含む）、警報並びに情報等発表に伴う必要な事項の周知徹底を図るものとする。（別表1、別表2）

(2) 夜間、休日、祝祭日等における予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の取扱い

夜間、休日、祝祭日等に日直者、夜警員が予報（注意報を含む）、警報並びに情報等を受けたときは、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等受理票（様式1）に記載するとともに、次に掲げる予報（注意報を含む）、警報並びに情報等については防災対策室長へ連絡する。

なお、防災対策室長に連絡がつかない場合は、下記の担当者へ連絡する。

また、勤務終了後、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等受理票を、防災対策室長に提出する。

ア 防災対策室長へ連絡がつかない場合は順次下記の担当者へ連絡する。

第1連絡先 防災対策室長（以下、連絡がつかない場合は、次の順による。）

防災係長→総務課長→総務係長→副町長→町長

なお、日直者、夜警員が速やかに連絡がとれるよう、宿直室に防災対策室長始め緊急連絡先担当者の電話番号等を掲示しておくものとする。

(3) 日直者、夜警員が防災対策室長へ連絡する予報（注意報を含む）、警報並びに情報等

ア 気象特別警報

暴風雪、暴風、波浪、高潮、大雨、大雪

イ 気象警報

暴風雪、暴風、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪

ウ 気象注意報

強風、風雪、波浪、高潮、大雨、洪水、大雪、雷、乾燥、濃霧、霜、雪崩、低温、着氷（船体）、着雪、融雪

（上記気象注意報の内、数時間後に警報に切り替わるおそれがある旨の連絡があるものに限る。）

エ 津波注意報、津波警報、大津波警報

オ 記録的短時間大雨情報

カ 土砂災害警戒情報

キ その他特に重要と認められる各種情報

（4）浜中町防災行政無線の自動放送による情報伝達

釧路、根室管内における、緊急地震速報、地震発生、津波情報、国民保護情報について、夜間、日曜祝祭日を含め、全国瞬時警報システム（J-A R E R T）を利用し、自動的に防災無線機が起動し、下記の事項について、町内の屋外拡声器並びに戸別受信機より放送し、住民、関係機関に速やかに地震発生等の情報を周知、伝達するものとする。

なお、放送内容（アナウンス）は下記のとおりとする。

また、機器の故障等で、自動放送がなされないと判断した場合は、緊急地震速報、国民保護関係情報を除き、夜間、土曜日、日曜日、祝祭日夜は浜中消防署より、平日の勤務時間内は、役場防災対策室職員が手動で放送を行うこととする。

① 地震発生情報

《 釧路・根室管内で震度4の地震が発生（観測）した場合》

（チャイム音：低から高へ）「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中、防災浜中」

「ただ今、釧路・根室管内で震度4の地震がありました。」

「火の元を確認し、今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中、防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

《 釧路・根室管内で震度5弱以上の地震が発生（観測）した場合》

（チャイム音：低から高へ）「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中、防災浜中」

「ただ今、釧路・根室管内で大きな地震がありました。」

「火の元を確認し、海岸近くの方は、津波の恐れがありますので十分注意して下さい。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「もう一度繰り返します。」

「ただ今、釧路・根室管内で大きな地震がありました。」

「火の元を確認し、海岸近くの方は、津波の恐れがありますので十分注意して下さい。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中、防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

② 津波注意報・津波警報発表（解除）

《北海道太平洋沿岸東部に津波注意報が発表された場合》

（チャイム音：低から高へ）「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「ただ今、津波注意報が発表になりました。海岸近くの方は、十分注意してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「もう一度繰り返します。」

第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予報（注意報含む）、警報並びに～

「ただ今、津波注意報が発表になりました。海岸近くの方は、十分注意してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

《津波注意報解除の場合》

（チャイム音：低から高へ）「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「津波注意報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「津波注意報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

《北海道太平洋沿岸東部に津波警報が発表された場合》

サイレン音 3秒吹鳴 2秒停止を2回繰り返す

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「ただ今、津波警報が発表になり、避難勧告が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「ただ今、津波警報が発表になり、避難勧告が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中、防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

《北海道太平洋沿岸東部に大津波警報が発表された場合》

サイレン音 3秒吹鳴 2秒停止を3回繰り返す

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「ただ今、大津波警報が発表になり、避難指示が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「ただ今、大津波警報が発表になり、避難指示が発令されました。」

「海岸近くの方は、直ちに近くの高台などに避難してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「こちらは防災浜中、防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

《津波警報・大津波警報解除の場合》

（チャイム音：低から高へ）「ド・ミ・ソ・ド」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

「津波警報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「津波警報は解除になりました。津波の恐れはありません。」

「こちらは防災浜中・防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

③ 緊急地震速報

《震度5弱以上が推定されされる場合》

（緊急地震速報のチャイム音（NHKと同じもの）：2回）

「緊急地震速報。」

「強い揺れに警戒して下さい。」

「緊急地震速報。」

「強い揺れに警戒してください。」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

一般向け緊急地震速報の利用の心得

緊急地震速報を利用した適切な避難行動を図るための、緊急地震速報の利用にあたっての「心得」は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことに尽きる。

緊急地震速報は、地震が発生してから強い揺れが襲来するまでのごく短い時間を活用して、地震による被害を軽減しようとする情報である。そのため、建物の中から屋外へ避難するようなことは極めて困難である。すなわち、緊急地震速報受信時の行動は、『周囲の状況に応じて、あわてずに、まず身の安全を確保する』ことが基本となる。

なお、地震被害の軽減を図るためには、緊急地震速報の利用とともに、事前に、建物に耐震補強をしておくことや家具が倒れない措置をしておくことなどが必要である。

以下に、この「心得」を踏まえた、さまざまな場面における情報受信時の具体的な対応行動の指針を示す。なお、この対応行動の指針は、あくまで一つの例であり、この指針を参考にして、緊急地震速報受信時に、どのように行動すれば良いかを、自らが考えていただくことが重要である。

【さまざまな場面における具体的な対応行動の指針】

1 家庭

家庭での対応行動の指針がすべての場面での基本であり、家庭以外の学校や職場等で緊急地震速報を受信したときの行動についても、家庭での指針を基に自ら考えておくことが重要である。

- ・頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。
- ・あわてて外へ飛び出さない。
- ・その場で火を消せる場合は火の始末、火元から離れている場合は無理して消火しない。
- ・扉を開けて避難路を確保する。

2 不特定多数の者が出入りする施設

施設の従業員等の指示に従うことを基本とする。なお、施設従業員等から明確な指示がない場合は、以下の対応行動の例を基本とする。

- ・その場で、頭を保護し、揺れに備えて身構える。
- ・あわてて出口・階段などに殺到しない。
- ・吊り下がっている照明などの下からは退避する。

3 屋外

【街にいるとき】

- ・ブロック塀の倒壊や自動販売機の転倒に注意し、これらのそばから離れる。
- ・ビルからの壁、看板、割れたガラスの落下に備え、ビルのそばから離れる。
- ・丈夫なビルのそばであればビルの中に避難する。

【山やがけ付近にいるとき】

- ・落石やがけ崩れに注意する。

4 乗り物で移動中

【自動車運転中】

- ・後続の車が情報を聞いていないおそれがあることを考慮し、あわててスピードを落とすことはしない。
- ・ハザードランプを点灯するなどして、まわりの車に注意を促したのち、急ブレーキはかけずに、緩やかにスピードを落とす。大きな揺れを感じたら、急ハンドル、急ブレーキをさけるなど、できるだけ安全な方法により、道路状況を確認して左側に停止させる。

【鉄道・バスに乗車中】

- ・つり革、手すりなどにしっかりつかまる。

【エレベーター利用中】

- ・最寄りの階で停止させ、速やかにエレベーターから降りる。

(参考)

大地震の時の心得

1. テーブルや机の下に身をかくしあわてて外に飛び出すな
2. 大地震1分過ぎたらまず安心
3. テレビやラジオをつけて地震の情報を
4. 海岸でグラツときたら高台へ
5. 近づくな自動販売機やビルのそば
6. 気をつけよ山崩れと崖崩れ
7. 避難は徒歩で荷物は最小限に
8. 余震が起きててもあわてずに正しい情報に従って行動を
9. 不意の地震に、日頃の用意

「緊急地震速報」を活かすために

「緊急地震速報」が運用されても、地震への備えができていなければ身の安全を守ることはできない。「緊急地震速報」を活かすためには、以下のような点を、あらためて徹底することが不可欠である。

1. 住宅・建造物の耐震化
2. 家具・什器などの転倒・移動防止
3. 備品の落下防止
4. ガラスなどの飛散防止
5. 地震時に身を守るための行動や方法
6. 安全な場所の確認
7. 防災訓練の実施

緊急地震速報の限界について

（時間）

- ・ 緊急地震速報を発表してから強い揺れが到達するまでの時間は長い場合でも十数秒から数十秒
- ・ 震源に近いところでは、速報の発表が強い揺れの到達に間に合わない場合があります。

④ 国民保護法関係

《国民保護警報が発表された場合》

○弾道ミサイル情報

（国民保護警報サイレン音5～6秒吹鳴した後に）

「ミサイル発射情報」「ミサイル発射情報」

「当地域に着弾する可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

「もう一度繰り返します。」

「ミサイル発射情報」「ミサイル発射情報」

「当地域に着弾する可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

○航空攻撃情報

（国民保護警報サイレン音5～6秒吹鳴した後に）

「航空攻撃情報」「航空攻撃情報」

「当地域に航空攻撃の可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

「もう一度繰り返します。」

第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予報（注意報含む）、警報並びに～

「航空攻撃情報」「航空攻撃情報」

「当地域に航空攻撃の可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

○ゲリラ・特殊部隊情報

（国民保護警報サイレン音5～6秒吹鳴した後に）

「ゲリラ攻撃情報」「ゲリラ攻撃情報」

「当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

「もう一度繰り返します。」

「ゲリラ攻撃情報」「ゲリラ攻撃情報」

「当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

○大規模テロ情報

（国民保護警報サイレン音5～6秒吹鳴した後に）

「大規模テロ情報」「大規模テロ情報」

「当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

「もう一度繰り返します。」

「大規模テロ情報」「大規模テロ情報」

「当地域にテロの危険が及ぶ可能性があります。」

「屋内に避難し、テレビ、ラジオ等を聞いて、今後の情報に注意して下さい。」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

⑤ その他 津波避難勧告（指示）が発令された場合（手動放送：全町一斉：緊急音量）

手動サイレン 3秒吹鳴 2秒停止を3回繰り返し

「こちらは防災浜中、防災浜中」

「避難勧告（指示）、避難勧告（指示）」

「〇〇〇〇が発表され、●●●●のおそれがあります。

海岸近くの方は、直ちに近くの高台へ避難してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

「もう一度繰り返します。」

「〇〇〇〇が発表され、●●●●のおそれがあります。

海岸近くの方は、直ちに近くの高台へ避難してください。」

「今後の情報にも十分注意してください。」

第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予報（注意報含む）、警報並びに～

「こちらは防災浜中、防災浜中」

（チャイム音：高から低へ）「ド・ミ・ソ・ド」

（以降 適宜の時間間隔で繰り返す）

（注）上記文中「○○○○」、「●●●●」には、適宜言葉を入れること。

（例）「津波警報」が発表され、「津波」のおそれがあります。

「大津波警報」が発表され「大津波」のおそれがあります。

別表1

予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の伝達責任者一覧表

伝達責任者	伝達先	伝達方法	備考
防災対策室長	一般住民・事業所等 庁内各課長等 関係機関 自治会・町内会長 浜中消防署	防災行政無線・口頭・電話・ 庁内放送・広報車・ 電子メール・文書回覧	
福祉保健課長	保育所 老人福祉施設 診療所	口頭・電話・電子メール・文書	
教育委員会 管理課長	町内 小・中・高等学校	〃	

別表2

関係機関等の連絡先一覧表

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX・ 電子メールアドレス	その他の 連絡方法
陸上自衛隊第五旅団 第27普通科連隊	第三科 警備幹部	〒088-0604 釧路郡釧路町別保 112番地	電話：0154-40-2011 FAX：0154-40-2011	
釧路海上保安部	警備救難課	〒085-0022 釧路市南浜町5番9号	電話：0154-23-3283 FAX：0154-32-2580	
北海道開発局 釧路開発建設部	防災対策官	〒085-8551 釧路市幸町10丁目 3番地 釧路地方合同庁舎	電話：0154-24-7364 FAX：0154-25-9022	
釧路地方气象台	防災業務課	〒085-8586 釧路市幸町10丁目 3番地 釧路地方合同庁舎	電話：0154-31-5146 FAX：0154-31-5147	
北海道運輸局 釧路運輸支局	総務企画担当	〒085-0906 釧路市鳥取大通 6丁目2番13号	電話：0154-51-2522 FAX：0154-51-0124	
北海道財務局 釧路財務事務所	総務課	〒085-8649 釧路市幸町10丁目 3番地	電話：0154-32-0701 FAX：0154-25-1561	
北海道農政事務所 釧路地域センター	防災窓口	〒085-0017 釧路市幸町10丁目 3番地 釧路地方合同庁舎	電話：0154-23-4401 FAX：0154-23-4404	
北海道森林管理局 根釧西部森林管理署		〒085-0825 釧路市千歳町6番11 号	電話：0154-41-7126 FAX：0154-41-7127	
釧路総合振興局	地域政策課 主査（防災）	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番 54号	電話：0154-43-9144 FAX：0154-42-2116	

第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予報（注意報含む）、警報並びに～

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX・電子メールアドレス	その他の連絡方法
北海道釧路方面 厚岸警察署 厚岸警察署霧多布 駐在所 厚岸警察署茶内 駐在所 厚岸警察署浜中 駐在所	警備係	〒088-1123 厚岸郡厚岸町真栄 1丁目7番地 〒088-1552 厚岸郡浜中町霧多布 西2条1丁目62番地 〒088-1365 厚岸郡浜中町茶内 橋北東41番地 〒088-1485 厚岸郡浜中町浜中 桜北122番地	電話:0153-52-0110 FAX :0153-52-7180 電話:0153-62-2151 電話:0153-65-2151 電話:0153-64-2151	
釧路総合振興局 保健環境部保健行政室	企画総務課	〒085-0038 釧路市花園町8番6号	電話:0154-22-1233 FAX :0154-22-1273 Eメール:kushiro.sou mul@pref.hokkaid o.lg.jp	
釧路総合振興局 釧路建設管理部 厚岸出張所		〒088-1124 厚岸郡厚岸町宮園 3丁目140番地	電話:0153-52-3615 FAX :0153-52-2009	
釧路総合振興局 森林室	管理課	〒088-1115 厚岸郡厚岸町梅香 1丁目8番地	電話:0153-52-2165 FAX :0153-52-4481 Eメール:kushimori.1 1@pref.hokkaido. jp	
釧路総合振興局 釧路農業改良普及センター 釧路東部支所		〒088-1365 厚岸郡浜中町茶内 橋北東31番地	電話:0153-65-2021 FAX :0153-65-2037	
浜中町教育委員会	管理課	〒088-1553 厚岸郡浜中町霧多布 西3条1丁目47番地	電話:0153-62-2488 FAX :0153-62-2841	
浜中町立茶内診療所		〒088-1361 厚岸郡浜中町茶内 緑98番地	電話:0153-65-2003 FAX :0153-65-2172	
厚岸町	総務課 危機対策係	〒088-1192 厚岸郡厚岸町町真栄 1丁目1番地	電話:0153-52-3131 FAX :0153-52-3138 Eメール:kikitaisaku@ town.akkeshi.lg.j p	
別海町	総務部 防災交通課 防災交通担当	〒086-0205 野付郡別海町別海 常盤町280番地	電話:0153-75-2111 FAX :0153-75-0371 Eメール:bousai@betsu kai.jp	
根室市	総務部 総務課 防災主査	〒087-8711 根室市常盤町2丁目 27番地	電話:0153-23-6111 FAX :0153-24-8692 Eメール:sou_soumu@ci ty.nemuro.hokkaid o.jp	
釧路東部消防組合 消防本部 釧路東部消防組合 浜中消防署	警防課 警防係	〒088-1116 厚岸郡厚岸町松葉4 丁目1番地 〒088-1551 厚岸郡浜中町霧多布 西1条1丁目23番地	電話:0153-52-5113 FAX :0153-52-4332 Eメール:honbu-04@bz0 l.plala.or.jp 電話:0153-62-2150 FAX :0153-62-3587 Eメール:hamal19@cron os.ocn.ne.jp	

第3章 災害情報通信計画 第1節 気象予報（注意報含む）、警報並びに～

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX・電子メールアドレス	その他の連絡方法
釧路東部消防組合 浜中消防団	浜中消防署 消防団係	〒088-1551 厚岸郡浜中町霧多布 西1条1丁目23番地	電話:0153-62-2150 FAX :0153-62-3587	
日本郵便株式会社 霧多布郵便局		〒088-1552 厚岸郡浜中町霧多布 西2条1丁目46番地	電話:0153-62-2160 FAX :0153-62-2178	
日本郵便株式会社 茶内郵便局		〒088-1399 厚岸郡浜中町茶内 本町41番地	電話:0153-65-2050 FAX :0153-65-2577	
日本郵便株式会社 浜中郵便局		〒088-1499 厚岸郡浜中町浜中 桜西55番地	電話:0153-64-2260 FAX :0153-64-2559	
日本郵便株式会社 姉別郵便局		〒088-1699 厚岸郡浜中町姉別 1丁目44番地	電話:0153-68-6350 FAX :0153-68-6322	
日本郵便株式会社 琵琶瀬郵便局		〒088-1533 厚岸郡浜中町琵琶瀬 224番地	電話:0153-62-3202 FAX :0153-62-3094	
日本放送協会 釧路放送局	企画編成	〒085-0836 釧路市幣舞町3番8号	電話:0154-41-9191 FAX :0154-42-3719	
東日本電信電話株式会 社北海道支店（委任機 関：株式会社NTT東日 本ー北海道釧路支店）	設備部 災害対策室	〒060-0001 札幌市中央区北1条 西6丁目 NTT大通4丁目ビル内	電話:011-212-4466 FAX :011-222-9254	
北海道電力株式会社 根室営業所	お客様センター	〒087-0028 根室市大正町1丁目 7番地	電話:0153-24-3181 FAX :0153-24-0548	
北海道旅客鉄道株式会 社 花咲線運輸営業所 厚岸駅		〒088-1124 厚岸郡厚岸町宮園 1丁目6番地	電話:0153-52-2035 FAX :0153-52-3668	
社会福祉法人 浜中町社会福祉協議会		〒088-1592 厚岸郡浜中町霧多布 東3条1丁目12番地 浜中町老人福祉・ 母子健康センター内	電話:0153-62-3049 FAX :0153-62-3049	
日本赤十字社北海道 支部浜中町分区	浜中町役場 福祉保健課 福祉係	〒088-1592 厚岸郡浜中町霧多布 東3条1丁目12番地 浜中町老人福祉・ 母子健康センター内	電話:0153-62-3049 直通:0153-62-2305 FAX :0153-62-3049	
浜中町赤十字奉仕団	浜中町社会 福祉協議会	〒088-1592 厚岸郡浜中町霧多布 東3条1丁目12番地 浜中町老人福祉・ 母子健康センター内	電話:0153-62-3049 FAX :0153-62-3049	
一般社団法人 釧路市医師会		〒085-0831 釧路市住吉2丁目 12番37号	電話:0154-41-3626 FAX :0154-41-1116	
浜中漁業協同組合	総務部	〒088-1511 厚岸郡浜中町霧多布 東1条1丁目21番地	電話:0153-62-2121 FAX :0153-62-2622	
散布漁業協同組合	総務部	〒088-1536 浜中町火散布188番 地	電話:0153-67-2111 FAX :0153-67-2116 Eメール:jf-chirippu@ ar.wakwak.com	

関係機関の名称	担当部署	所在地	電話・FAX・電子メールアドレス	その他の連絡方法
浜中町農業協同組合		〒088-1363 厚岸郡浜中町茶内栄 61番地	電話:0153-65-2121	
浜中酪農業協同組合		〒088-1363 厚岸郡浜中町茶内栄 90番地	電話:0153-65-2950	
釧路東森林組合 浜中支所		〒088-1363 厚岸郡浜中町茶内栄 81番地	電話:0153-65-2034	
釧路地区農業共済組合 東部事業センター 浜中家畜診療所		〒088-1361 厚岸郡浜中町茶内緑 85番地	電話:0153-65-2331 FAX :0153-65-2827	
浜中町商工会		〒088-1513 厚岸郡浜中町霧多布 東3条1丁目12番地	電話:0153-62-2144 FAX :0153-62-2494 Eメール:hamashoko@ma rimo.or.jp	
浜中町自治会連合会 (浜中町内自治会・町 内会)		〒088-1592 厚岸郡浜中町霧多布 東4条1丁目35番地1 浜中町役場内	電話:0153-62-2111 FAX :0153-62-2229 Eメール:hamanaka@hok kai.or.jp	

予報（注意報を含む）、警報並びに情報等 受 理 票

年 月 日 午前・午後 時 分頃受理しました。 連絡〔電話・ファクシミリ・その他（ ）〕						
発信者					受信者	⑨
予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の種類	○ 気象警報 〔暴風雪・暴風・波浪・高潮・大雨 洪水・大雪〕 ○ 津波 〔大津波警報・津波警報 津波注意報〕 ○ 気象注意報 〔風雪・強風・波浪・高潮・大雨 洪水・大雪・雷・乾燥・濃霧・霜 なだれ・低温・着氷・融雪〕 ○ 記録的短時間大雨情報 〔釧路地方： mmの大雨〕 ○ 土砂災害警戒情報 （ 地区） ○ その他特別な事項 ※上記の予報等へ丸印 ※上記の予報等の内、数時間後に警報に変わるおそれのあるもの以外は防災対策室長への報告は必要としない。 ※ファクシミリ等があれば添付する。			発表時刻他	年 月 日 午前・午後 時 分頃	
	※上記の予報等へ丸印 ※上記の予報等の内、数時間後に警報に変わるおそれのあるもの以外は防災対策室長への報告は必要としない。 ※ファクシミリ等があれば添付する。			総務課長等への報告時間等	年 月 日 午前・午後 時 分頃 ○報告先 〔防災対策室長・防災係長・総務係長・副町長・町長〕 ○連絡方法 〔電話・その他（ ）〕 ※防災対策室長に連絡がつかない場合は順次、次の者（1人）へ連絡する。	
処 理 てんまつ	町 長	副町長	防災対策室長	防災係長		
	解除日時 年 月 日 時 分					

第2節 災害通信計画

災害時における情報の収集及び被害報告等の通信連絡並びに災害応急対策に必要な指揮指令の伝達の方法については、迅速かつ円滑に行う必要があるため、次に定めるところによる。

1 通信方法

災害時における通信方法は、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）第8条の定めるところにより、NTT回線等の電話（携帯電話を含む）によることを原則とする。

一般用電話回線が使用不能の場合は、下記の東日本電信電話株式会社北海道支店（委任機関：NTT東日本-北海道釧路支店）と協議の上指定している災害時優先電話を使用する。

一般用電話回線及び災害時優先電話とも使用不能の場合は、衛星携帯電話及び無線通信施設を使用する。

有線・無線通信施設等が使用不能の場合又は著しく困難なときは、徒歩、自転車、自動車等最も早く伝達できる方法により連絡するものとする。

2 電話通信施設の利用

(1) 電話〔固定電話（一般加入電話・公衆電話）、携帯電話、PHS、IP電話、自動車電話、衛星電話等〕による連絡

ア 電気通信事業法及び東日本電信電話株式会社北海道支店（委任機関：NTT東日本-北海道釧路支店）の契約約款に定める通信内容、機関等

(ア) 通話の種類

区 別	内 容
ダイヤル通話	通話の相手の契約者回線等までの接続が自動的に行われる通話
手動接続通話	電話サービス取扱所の交換取扱者によって接続される通話

(イ) 手動接続通話の接続の順序は、その通話の請求の先後によるが、天災、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする手動接続通話（以下「非常扱いの通話」という。）は、他の手動接続通話に先立って接続する。

非常扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

非常扱いの通話の内容	機 関 等
1 気象、水象、地象若しくは地震の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急を要するもの	気象機関相互間
2 洪水、津波、高潮等が発生し、若しくは発生するおそれがあることの通報又はその警告若しくは予防のため、緊急を要する事項	水防機関相互間 消防機関相互間 水防・消防機関相互間

非常扱いの通話の内容	機関等
3 災害の予防又は救援のため緊急を要する事項	消防機関相互間 災害救助機関相互間 消防・災害救助機関相互間
4 鉄道その他の交通施設（道路・港湾等を含む）の災害予防又は復旧その他輸送の確保に関し、緊急を要する事項	輸送の確保に直接関係のある機関相互間
5 通信施設の災害の予防又は復旧その他通信の確保に関し、緊急を要する事項	通信の確保に直接関係のある相互間
6 電力設備の災害の予防又は復旧その他電力供給の確保に関し、緊急を要する事項	電力の供給の確保に直接関係のある機関相互間
7 秩序の維持のため緊急を要する事項	警察機関相互間 防衛機関相互間 警察・防衛機関相互間
8 災害の予防又は救援に必要な事項	天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と前各号に掲げる機関との間

※「非常」とは、普通でない差し迫った状態のこと。また、思いがけない事変、緊急事態（ウ）前項に定めるものを除くほか、公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする手動接続通話（以下「緊急扱いの通話」という。）も、他の手動接続通話（「非常扱いの通話」を除く。）に先だって接続する。

緊急取扱いの通話は、次の事項を内容とする通話を次の機関等が行う場合に限り取り扱う。

緊急の通話の内容	機関等
1 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故、その人命の安全に関わる事態が発生し、その予防、救援、復旧等に緊急を要する事項	(1) 前項非常扱いの通話を取り扱う機関相互間（前項アの8の項に掲げるものを除く。） (2) 緊急事態が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と(1)の機関との間
2 治安の維持のため緊急を要する事項	(1) 警察機関相互間 (2) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあることを知った者と、警察機関との間

緊急の通話の内容	機関等
3 天災、事変、その他の災害に際しての災害状況の報道を内容とするもの	新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間
4 水道、電気、ガス等の住民の日常生活に必要不可欠な役務の提供その他生活基盤を維持するために緊急を要する事項	(1)水道、電気、ガス等の供給の確保に直接関係がある機関相互間 (2)預貯金業務を行う金融機関相互間 (3)国又は地方公共団体 (前項アの表及び本表1から4の(2)に掲げるものを除く)相互間

※「緊急」とは、重大で即座に対応しなければならないこと。また、そのさま。

(2) 災害時優先電話による連絡

災害時優先電話の取扱いは、NTT加入電話等利用規程に基づきあらかじめNTT東日本北海道支店の承認を受けた次の表の番号の加入電話を使用するものとする。

ア 災害時優先電話設置場所

設置場所	回線数	備考(電話番号)
浜中町役場	2	62-2118・62-2119
浜中診療所	1	62-2262
茶内診療所	1	65-2253
浜中町役場浜中支所	1	64-2111
浜中町役場茶内支所	2	65-2113・65-2114
浜中町総合体育館	1	62-3145
浜中町総合文化センター	1	62-3131
霧多布保育所	1	62-2606
浜中町ふれあい交流保養センター	1	62-3726
西円朱別浄水場	1	65-2052
上水道第3号配水池	1	64-2351
霧多布高等学校	1	62-2688
霧多布小学校	1	62-2812
霧多布中学校	1	62-3241
浜中小学校	1	64-2023
浜中中学校	1	64-2120
茶内小学校	1	65-2252
茶内中学校	1	65-2251
旧榊町小学校	1	64-2250
散布小中学校	1	67-2324
旧姉別小学校	1	68-6161

設 置 場 所	回線数	備 考 (電話番号)
旧姉別南小中学校	1	68-6164
茶内第一小学校	1	65-2233
旧西円朱別小学校	1	65-2240
浜中消防署	1	62-2820 FAX:62-3587
浜中消防署 茶内分遣所	1	65-2310
浜中消防団 第1分団3部 (榊町)	1	64-2307
第2分団 (浜中)	1	64-2735
第4分団 (散布)	1	67-2011
第5分団 (琵琶瀬)	1	62-3515
第6分団 (姉別)	1	68-6144
第7分団 (奔幌戸)	1	64-2729
貴人詰所 (貴人)	1	68-6244
厚岸警察署霧多布駐在所	1	62-2151
日本郵便株式会社霧多布郵便局	1	62-2160
日本郵便株式会社琵琶瀬郵便局	1	62-3202
浜中漁業協同組合	1	62-2840 (無線局)

※「災害時優先電話」は、災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法律に基づいてあらかじめNTT東日本電信電話株式会社で指定する手続きをとっており、電話回線ごとに指定されているものです。(通常は一般の電話機として利用しています。)

「災害時優先電話」は、電話を発信するときの優先機能で、発信、着信とも一般電話と同じです。(通常の利用の方法で発信、着信できます。相手が話し中の場合は一般の電話と同じく接続はできません。)

電話番号を公表するとその電話に外部から電話が殺到し、緊急の発信が遅れる可能性があるため、電話番号の公表は控えることとする。

(3) 電報による通信 (非常扱い及び緊急扱い電報)

災害時において緊急を要するために電報を発信する場合は、発信人は「非常電報」である旨を電報電話局に告げ又は電報発信紙の余白欄外に「非常」と朱書きして差し出すものとする。(電話で申し込む場合は、115番へ申し込む。)

ア 電気通信事業法及び契約約款に定める電報内容、機関等

(ア) 非常扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に限り取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
非常扱いの通話と同じ	非常扱いの機関と同じ

(イ) 緊急扱いの電報は、次の事項を内容とする電報を次の機関等において発信し、又は配達を受ける場合に取り扱う。

電 報 の 内 容	機 関 等
船舶内の傷病者の医療について指示を受け又は指示を与えるために必要な事項	船舶と別に定めた病院相互間
他は非常扱いの通話と同じ	他は非常扱いの機関と同じ

(4) 無線通信施設利用による連絡

気象等情報、予報（注意報を含む）、警報並びに情報等の収集、伝達及び災害、事変その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害の予防若しくは住民の救援、交通、通信の確保のため利用するほか、一般用電話回線（携帯電話含む）及び災害時優先電話とも使用不能の場合は、次の無線通信施設を使用する。

ア 無線通信施設

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	通信の相手先等
北海道防災行政無線	北海道	浜中町役場 (防災対策室)	北海道・道内市町村 他関係機関との相互 通話及びFAX送受信
浜中町防災行政無線	浜中町	浜中町役場 (防災対策室)	固定同報系無線 町内屋外拡声子局 48箇所及び個別 受信機（全世帯及 び事業所）への音 声、チャイム、サ イレンによる一斉 通報 デジタル化に伴い一 部（機器の設置によ り）相互通信が可能
浜中町行政無線	浜中町	浜中町役場 (防災対策室)	移動系無線 基地局（浜中町役 場総務課）と移動 局（携帯型、車載 型、）無線機との 相互通信

無線通信施設名	所轄機関名	所在地	通信の相手先等
浜中消防署行政無線	釧路東部消防組合 浜中消防署	釧路東部消防組合 浜中消防署	消防業務無線 基地局（消防署）、移動局（携帯型、車載型）及び固定局無線機との音声による相互通信
警察行政無線	釧路方面 厚岸警察署	釧路方面厚岸警察署	警察業務用無線

3 通信途絶時の連絡方法

1及び2に掲げる各通信施設等（有線・無線通信施設等）が使用不能の場合又は著しく困難なときは、徒歩、自転車、車輛等の利用等最も早く、正確に情報指示等伝達できると思われる方法により連絡するものとする。

また、衛星電話の導入、アマチュア無線の導入利用も考慮し、臨機応変な措置を講ずる。

4 通信途絶時における措置

(1) 北海道総合通信局の対応

北海道総合通信局は、防災関係機関から、各通信系をもって通信を行うことができない又は著しく困難である旨の連絡を受けたときは、通信の確保を図るため、速やかに次の措置を講ずるものとする。

ア 貸与要請者あて、移動通信機器、移動電源車及び臨時災害放送局（災害が発生した場合に、その被害を軽減するために、地方公共団体等が開設する臨時かつ一時の目的のためのFMラジオ放送局）用機器の貸出

イ 無線局の免許等の臨機の措置（無線局の免許等に必要な申請手続き及び当該申請に係る処分について、口頭又は電話等迅速な方法で行い、所定の様式による手続きは、後刻可及的速やかに遡及処理する措置）

(2) 防災関係機関の対応

防災関係機関は、(1)の措置を希望する場合は、次に掲げる事項を北海道総合通信局に連絡するものとする。

ア 移動通信機器の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

(イ) 借受希望機種及び台数

(ウ) 使用場所

(エ) 引渡場所及び返納場所

(オ) 借受希望日及び期間

イ 移動電源車の借受を希望する場合

(ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所

- (イ) 台数
 - (ウ) 使用目的及び必要とする理由
 - (エ) 使用場所
 - (オ) 借受期間
 - (カ) 引渡場所
- ウ 臨時災害放送局用機器の借受を希望する場合
- (ア) 借受申請者の氏名又は名称及び住所
 - (イ) 希望エリア
 - (ウ) 使用目的
 - (エ) 希望する使用開始日時
 - (オ) 引渡場所及び返納場所
 - (カ) 借受希望日及び期間
- エ 臨機の措置による手続きを希望する場合
- (ア) 早急に免許又は許可等を必要とする理由
 - (イ) (ア)に係る申請内容
- (3) 連絡先
- 〒060-8795 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎
総務省北海道総合通信局防災対策推進室 (直通電話) 011-747-6451

第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

災害予防対策及び災害応急対策の円滑かつ迅速な実施のため必要な、災害に関する情報、被害状況等の情報を迅速かつ的確に収集するとともに、速やかに関係機関、地域住民等に伝達する。

1 災害、異常現象発見時における措置

(1) 発見者の通報義務

浜中町内等において、災害が発生した場合又は発生するおそれのある異常現象を発見した者は、速やかに町役場（職員・日直員・夜警員）、浜中消防署（署員、団員含む）、厚岸警察署（町内駐在所含む）、釧路海上保安部又は町内会長・自治会長のうち、最も近いところか、連絡の取りやすいところへ通報するものとする。

発見者から通報を受けた町役場（職員・日直員・夜警員）、警察官、消防署（署員、団員含む）、釧路海上保安部、町内会長・自治会長は、直ちに受理した内容を相互に通報、伝達しあい、情報の共有化を図ることとする。

(2) 町から各関係機関及び住民への周知、広報について

ア 災害等の異常現象の通報を受理した町職員（日直員・夜警員含む）は、速やかに、防災対策室長、防災係長、防災係のいずれかへ報告し、その指示により応急の対策をとることとする。

イ 報告を受けた、防災対策室長、防災係長、防災係は速やかに町長、副町長へ連絡するとともに、町長、副町長の指示に基づき、災害の規模、内容等により必要に応じ、町関係各課長等へ連絡、調整するとともに、知事（釧路総合振興局長）、釧路地方気象台等の関係機関に通報、伝達しなければならない。

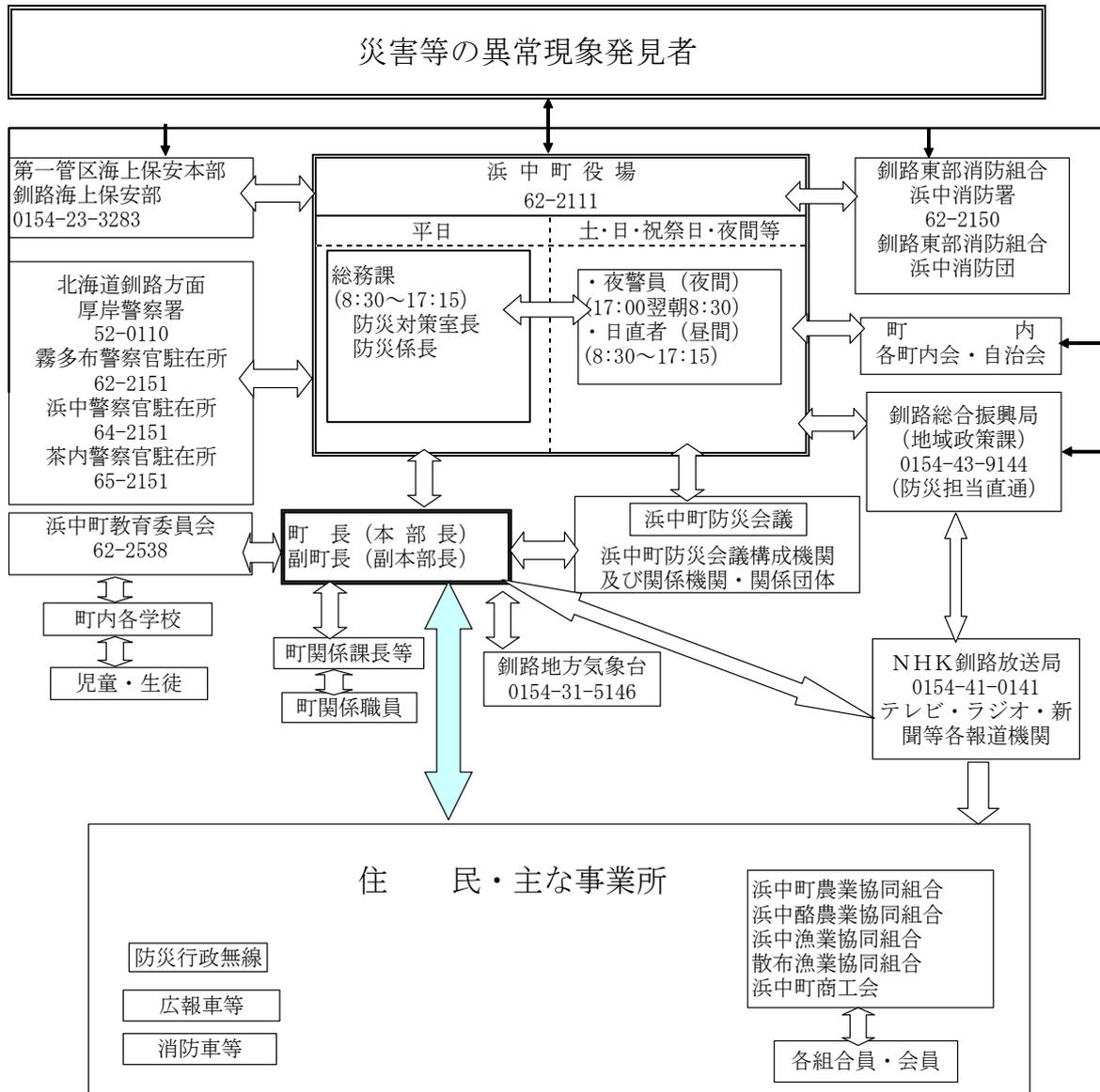
あわせて、町防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、広報車、報道機関利用等により、住民等へ周知するものとする。

関係者、関係機関、住民等への通報、伝達及び周知方法等の系統は、別図2による。

(3) 災害等の異常現象連絡系統図

別図 2

災害情報等連絡系統図



2 地区別情報連絡員

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報収集の万全を期すため、各地区の町内会長・自治会長等を地区別情報連絡員とする。

各地区の町内会長・自治会長は、日頃から地域の住民と協力して防災に努めるとともに、災害が発生した時は、直ちに町役場又はその他関係機関に通報、連絡するものとする。

(1) 地区別情報連絡員の任務

- ア 地区内の防災に関する情報の通報、連絡
- イ 災害情報の収集及び伝達についての協力
- ウ 災害時応急対策への協力
- エ 被害状況調査等への協力

3 災害情報等の収集及び報告

町長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、速やかに情報を収集し、所要の応急対策を講じるとともに、次に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき、その状況を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。ただし、消防庁速報基準に該当する火災・災害等の内、一定規模以上のもの（「直接速報基準」に該当する火災・災害等）を覚知した場合又は通信の途絶により知事（釧路総合振興局長）に報告することができない場合は、直接、国（消防庁）に報告するものとする。また、関係がある公共機関、団体等に対して連絡するものとする。

（1）情報の収集

被害状況の把握及び応急対策の実施状況等の調査、情報収集は、各部が所管事項について責任を持って行い、総務対策部へ随時報告する。総務対策部は各部から随時報告されたものを集計し、常に災害情報等を把握しておく。

また、災害情報等の調査、情報収集にあたって必要な時は、関係地区の情報連絡員（町内会長・自治会長等）を通じて迅速に調査、情報収集するものとする。

（2）情報の報告

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次の「災害情報等報告取扱要領」に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を知事（釧路総合振興局長）に報告するものとする。

「災害情報等報告取扱要領」

1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- （1）人的被害、住宅被害が発生したもの
- （2）災害救助法の適用基準に該当する程度のもの
- （3）災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの
- （4）災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合又は広域的災害で、当町が軽微であっても釧路地域全体から判断して報告を要すると認められるもの
- （5）地震が発生し、当町地域において震度4以上を記録したもの
- （6）災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの
- （7）その他、特に指示があった災害

2 報告の種類及び内容

（1）災害情報

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、様式2（災害情報等報告取扱要領）により速やかに報告するものとする。

この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告する。

（2）被害状況報告

被害状況報告は、次の区分により行うものとする。但し、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。

ア 速報

被害発生後、直ちに様式3（災害情報等報告取扱要領）により件数のみ報告する。

イ 中間報告

被害状況が判明次第、様式3（災害情報等報告取扱要領）により報告する。

なお、報告内容に変更が生じたときは、その都度報告する。

但し、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示による。

ウ 最終報告

応急措置が完了した後、15日以内に様式3（災害情報等報告取扱要領）により報告する。

(3) その他の報告

災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 報告の方法

(1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。

(2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書、様式3（災害情報等報告取扱要領）により報告を行うものとする。

4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表3（災害情報等報告取扱要領）のとおりとする。

5 災害情報等報告責任者

災害情報等報告責任者は防災対策室長、その代理者には防災係長をあてるものとする。

様式2 (災害情報等報告取扱要領)

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報告日時	月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局・市町村名等)		
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)		
発生場所				
発生日時	月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量 河川水位 潮位波高 風速 その他			
ライフライン関係の状況	道路 鉄道 電話 水道 (飲料水) 電気 その他			
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
	(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3) 避難の状況	自主避難	地区名	避難場所	人数	日時	
		避難勧告					
		避難指示					
	(4) 自衛隊派遣要請の状況						
	(5) その他措置の状況						
	(6) 応急対策出動人員	(7) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員		名			
		消防職員		名			
		消防団員		名			
		その他(住民等)		名			
	計		名				
その他	(今後の見通し等)						

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

様式3 (災害情報等報告取扱要領)

被害状況報告 (速報 中間 最終)

年 月 日 時現在

災害発生日時		月	日	時	分	災害の原因						
災害発生場所												
発信	機関(市町村)名					受信	機関(市町村)名					
	職・氏名						職・氏名					
	発信日時						月	日	時	分		
項目		件数等		被害金額(千円)		項目		件数等		被害金額(千円)		
① 人的被害	死者	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告					⑤ 土木	河川	箇所			
	行方不明							海岸	箇所			
	重傷							砂防設備	箇所			
	軽傷							地すべり	箇所			
計							急傾斜地	箇所				
② 住家被害	全壊					木	道路	箇所				
	半壊						市町村工事	橋梁	箇所			
	一部破損							小計	箇所			
	床上浸水							河川	箇所			
	床下浸水							道路	箇所			
								橋梁	箇所			
計						小計	箇所					
③ 非住家被害	全壊	公共建物				害	港湾	箇所				
	半壊	その他					漁港	箇所				
		公共建物						下水道	箇所			
	計	その他						公園	箇所			
		公共建物						崖くずれ	箇所			
	その他						計	箇所				
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等			⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所			
			浸冠水						治山施設	箇所		
		畑	流失・埋没等						林地	箇所		
			浸冠水						林産物	箇所		
	農作物	田						その他	箇所			
		畑					小計	箇所				
	農業用施設						一般民有林	林地	箇所			
	共同利用施設							治山施設	箇所			
	営農施設							林地	箇所			
	畜産被害							林産物	箇所			
その他					その他	箇所						
計					小計	箇所						

第3章 災害情報通信計画 第3節 災害情報等の報告、収集及び伝達計画

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛生 害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所		⑫社会福 祉施設等	公 立	箇所	
		個 人	箇所			法 人	箇所	
	清掃 施設	一般廃棄物処理	箇所		被害 計		箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所	—
	火 葬 場	箇 所		鉄道施設		箇所		
計		箇所		被害船舶(漁船等)		隻		
⑨ 商工 被害	商 業	件		空 港		箇所		
	工 業	件		水 道		戸	—	
	そ の 他	件		電 話		回線	—	
⑩公 立文 教施 設被 害	計	件		電 気		戸	—	
	小 学 校	箇所		ガ ス		戸	—	
		中 学 校	箇所			ブロック塀等	箇所	—
	高 校	箇所		都市施設		箇所		
	その他文教施設	箇所		計		—		
計				被 害 総 額				
公共施設被害市町村数			団体	火災 発生	建 物	件		
罹災世帯数			世帯		危 険 物	件		
罹 災 者 数			人		そ の 他	件		
消防職員出動延人数			人	消防団員出動延人数			人	
災害対 策本部 の設置 状況	道（釧路総合振興局）							
	市町村名	名 称				設置日時	廃止日時	
災害救 助法適 用市町 村名								
補足資料（※別葉で報告） ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害（個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因）→個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

別表3 (災害情報等報告取扱要領)

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年令、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月以上医師の治療を受け又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1ヵ月未満の医師の治療を受け又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1ヵ月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一 部 破 損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損耗率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあっては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあっては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間(24時間以上)作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害 その他	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。 上記以外の農業被害、果樹(果実は含まない)草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	河川の維持管理に必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂防設備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判断基準
⑤ 木 被 害	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・けがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園又は都市公園等整備緊急措置法第2条第1項第3号に規定する公園若しくは緑地に設けられたもの
⑥ 水 産 被 害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む）所有のものをいう。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。
⑦ 林 業 被 害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
⑧ 衛 生 被 害	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火葬場	火葬場をいう。

被害区分		判断基準
⑨ 商 工 業 被 害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩	公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。(私学関係はその他の項目で扱う。)
⑪	社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設
⑫	社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者(児)福祉施設、知的障がい者(児)福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。
⑬ そ の 他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被害船舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第2条第1項第3号の規定による空港をいう。
	水道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。
		上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの